

議案第1号

阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について

阿見町二所ノ関部屋連携基金条例を次のように定める。

令和5年2月28日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町二所ノ関部屋連携基金条例

(設置)

第1条 本町に立地する大相撲二所ノ関部屋と連携をとることにより、二所ノ関部屋及び町について全国に広く周知し、もって本町の知名度向上に資することを目的として、二所ノ関部屋と関係する町の事業に充てるため、二所ノ関部屋連携基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- (1) 一般会計歳入歳出予算で定める額
- (2) 基金の目的に沿う寄附金の額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的に必要な経費の財源に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第1号説明資料

阿見町二所ノ関部屋連携基金条例の制定について

【制定の理由】

本町に立地する大相撲二所ノ関部屋と連携をとることにより，二所ノ関部屋及び町について全国に広く周知し，もって本町の知名度向上に資することを目的として，二所ノ関部屋と関係する町の事業に充てるため，二所ノ関部屋連携基金を設置するもの。

【主な内容】

主に阿見町ふるさと納税（ふるさと応援寄附金）において，使途として二所ノ関部屋応援に関する事業を選択いただいた寄附金について二所ノ関部屋連携基金に積み立て，町が実施する二所ノ関部屋との連携にかかる事業費へ充当する。